

「東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会」の再編を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から14年が経過したが、その影響は今もなお、双葉地方のみならず県内全域に暗い影を落としている。7市町村には未だ帰還困難区域が存在し、避難指示が解除された地域にあっても住民の帰還が進まない現状にあるなど、複合災害がもたらした被害の大きさを強く感じざるを得ない。風評被害も依然根強く、特に農林水産業については、米や牛肉など一部品目の販売価格が全国平均を依然下回る水準にあるなど、厳しい状況に置かれている。

福島第一原子力発電所での廃炉作業については、880トンと推定される燃料デブリの試験的な取り出し作業に着手したばかりであり、また、東京ドーム11個分にものぼる中間貯蔵施設内の除去土壌等についても、2045年3月までに県外で最終処分されることが法律で定められたものの、今後の具体策については未だ見通しが立っていない。

一方、震災への関心も歳月の経過とともに薄まり、記憶の風化が加速度的に進んでいる。また、被災地域では、地域ごとに復興の進捗が異なり、地域が抱える課題も個別化・複雑化している。

このような中、衆議院は、経費縮減を図りつつ東日本大震災等における知見を生かすとして、復興関連法案等を審議してきた「東日本大震災復興特別委員会」と、主に自然災害に関する諸問題への対応を審議してきた「災害対策特別委員会」を統合し、「東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会」を設置した。

しかし、原子力災害は現在進行形で続く災害であり、風水害、地震などの自然災害と大きく様相を異にするほか、特別委員会の統合により所管する調査事項が広範囲に及ぶこととなるため、被災地域の実情に即した適時適切な復興政策への反映が困難となるばかりでなく、復興の議論が希薄になり、震災記憶の風化も一層進みかねない懸念がある。

国は、被災地域の方々が「復興が成し遂げられた」と実感する日まで、被災地に親身に寄り添い、真摯な姿勢で、迅速かつ的確な支援と取組を行う必要があるが、今回の特別委員会の統合は復興途上にある避難地域の実情や意向に沿うものではなく、国会における震災復興に対する問題意識の低下や風化の表れと言わざるを得ない。

よって、国においては、衆議院の「東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会」の在り方を再度見直し、これまでの「東日本大震災復興特別委員会」と「災害対策特別委員会」の2つに再編するとともに、参議院においては特別委員会を統合することなく現在の体制を維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長  
参議院議長 宛て  
内閣総理大臣

福島県議会議長 西山尚利